

注意すべき
勧誘例



値下げの対象かどうか確認するので、
検針票の情報を教えてください。



検針票の情報で契約の切替えが可能
安易に情報を教えないうで!!

●●電力／●●ガスからの供給はそのまま
料金が下げられるようになりました。



契約中の事業者の訪問を装い、
実際には別会社の新規契約の勧誘かも？

毎月の電気・ガス料金が安くなります。



実際には安くならないかも？

トラブルを避ける!! 要注意ポイント

1 訪問してきた相手をよく確認!!

名刺を受け取るなどし、誰が、何のために訪問したのか必ず確認しましょう。

2 契約中の料金プランと必ず比較!!

その場で契約するのではなく、よく確認してから契約しましょう。

3 不要だと感じたらはっきり断る!!

契約してしまっても、書面受領日から8日以内であればクーリング・オフができます。